

民法改正 押さえておきたい 改正のポイント +雇用契約とハラスメント講習会

昨年4月、債権法に関連する部分を中心に120年ぶりに民法が変わりました。「敷金は原則返って来るのか?」、「購入した商品に欠陥が見つかったら?」、「連帯保証は契約内容によっては無効になるものがある?」等改正された債権法に関連する部分を中心に、あらためて取引実務上注意すべき部分について学びませんか。

併せて、民法に関係がある雇用契約書とハラスメントについても解説致します。是非、ご参加ください。

講座内容

- ◆主な法改正のまとめ
 - ・保証、賃貸借、消滅時効、法定利率、債権譲渡、定型約款、危険負担、詐害行為取消権 など
- ◆雇用に関する契約書の基礎知識
 - ・賃金の消滅時効も改正!
 - ・雇用の際の身元保証人は極度額が必要
- ◆2022年4月施行 パワハラ防止法
 - ・パワハラ対策が事業主の義務に!
 - ・職場における「パワーハラスメント」とは
 - ・施行までに取り組まなければならないこと

講師

UMC サポート

行政書士

いけだ うみ
池田 有美氏



2004年5月より、大手ビジネス資格の専門学校である大原学園にて、受講生の管理・指導、新設学校3校の立ち上げなどに携わる。行政書士としては国際業務を得意分野にしており、関東圏内に留まらず、様々な地域の日本企業や、何れも国もの国から相談を日々受けている。現在は、主に外国人雇用をテーマに講習会講師として各地で活躍中。

日時

令和3年9月29日(水) 14:00~16:00

場所

甲府商工会議所 5階ホール (甲府市相生 2-2-17)

受講料

無料 定員 50名

備考

ご希望の方は、専門家等による民法改正・雇用契約・パワハラ防止法などに関するご相談を承ります。日程等調整させていただきますので、担当までお申し出ください。

注意

- 体調不良がすぐれない方、風邪の症状などがある方は来場をお控え下さい。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日はマスクの着用をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナー開催を中止する場合がございます。

お問い合わせ

甲府商工会議所 中小企業振興部 担当 羽田 (TEL 055-233-2241)

お申し込み

FAX 055-233-2131 HP (<https://www.kofucci.or.jp/seminar/>) →→→



FAXでお申込みの場合は、こちらの申込書へご記入ください。		事業所名		個別相談希望	有・無
所在地			TEL		
			FAX		
氏名			氏名		

※ご記入頂いた情報は、講座運営にかかわる諸連絡・事務、及び各種講座情報提供の目的に使用致します。